

広島市議会 自由民主党・保守クラブ 自由民主党・保守クラブ事務所

〒730-0042 広島市中区国泰寺町1丁目6-34 TEL 504-2442 FAX 244-1419

なが た まさ のり 明るい未来にむかい自信と勇気を持って活動します！

永田雅紀市議会だより

広島市議会議員

発行・編集 永田雅紀事務所 令和3年9月吉日発行
事務所 〒730-0822 広島市中区吉島東1丁目9-5-202 TEL・FAX(082)247-6437
e-mail:info@nagatamasanori.com http://www.nagatamasanori.com

ご挨拶

時下、長引くコロナ禍で、皆様には何かと制約のある日々をお過ごしのことと存じます。亡くなられた方々には心よりご冥福をお祈り申し上げ、お慰めを申し上げます。一日も早いご回復をお祈り申し上げます。新型コロナウイルスのワクチン接種と治療薬の開発が進む傍ら、行動制限とともに医療提供体制の拡充協力要請や体制の見直し、法整備、基本の感染症対策への啓蒙活動等対応が重ねられてきましたが、変異株による爆発的感染拡大が起こっています。広島市も8月20日から9月12日までまん延防止等重点措置が適用されました。また、留まりを知らない状況で感染が広がり8月27日から9月12日まで緊急事態宣言が適用されました(R3.9.2時点)。医療従事者の皆様を始め、それぞれのお立場でコロナ禍の社会をお支え下さっている皆様の御負担いかにばかりかと敬意と感謝を申し上げます。周りの誰かの大切な家族の命に係わる感染症として今一度気持ちを引き締めて感染拡大防止に留意していきたいところです。

さて、ご承知の通り広島市議会では初の議員提案による条例(広島市平和推進基本条例(この条例は、平和の推進に関し、本市の責務並びに市議会及び市民の役割を明らかにするとともに、本市の施策の基本となる事項を定めることにより、平和の推進に関する施策を総合的かつ継続的に推進し、もってヒロシマの心である核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に寄与することを目的とする。))が制定されました。また(障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、本市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、相談及び紛争解決のための体制整備、障害及び障害者に対する関心と理解の促進その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって地域共生社会の実現に資することを目的とする。))も制定されました。これらはそれぞれ私が議長時に一般質問を発端とし検討を打診したところから始まり、議論を重ねられ制定に至った条例です。また、広島市は条例制定には消極的でしたが、10年来の懸案であった広島市犯罪被害者等支援条例(仮称)が今年度中に制定される見通しとなりました。条例制定は出発点であり、今後の運用に注視していくことが必要です。

この度の市議会だよりは下流デルタ部の流域治水プロジェクトの説明と学校給食費の公会計化について掲載させて頂きました。お気付きの点等がございましたら、事務所までご連絡をお願い致します。

最後になりましたが、平素からの議会活動へのご理解とご協力に感謝申し上げます。皆様方のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。また、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様方のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。また、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

広島市議会議員 永田雅紀

就職氷河期世代等支援事業の相談窓口の開設

いわゆる就職氷河期世代(※)は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、あるいは無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、同世代の方々をはじめとして、雇用環境の悪化が進んでいる状況にある。こうしたことから、就職氷河期世代や、新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等(以下「支援対象者」という。)に対する就労支援を目的として、カフェテリア形式の相談窓口を開設し、気軽な相談から就職後のアフターフォローまできめ細かく寄り添う伴走型の支援を実施する。

※概ね平成5年～平成16年に学校卒業期を迎えた世代
(令和3年4月1日時点で大卒で概ね39歳から 50歳、高卒で概ね35歳から46歳に相当)

■開設場所

紙屋町シャレオ内



■開設日

月～金曜日
(土・日曜日については予約者のみ対応)
※祝日、8月13日～15日、
12月29日～翌年1月3日を除く。

■開設時間

午前10時～午後7時

太田川水系流域治水プロジェクト【下流デルタ域】 ～水の都ひろしまを守る流域治水対策の推進～（流域全体のうち下流デルタ域を抜粋）

令和2年7月豪雨を始め平成30年7月豪雨など、近年激甚な水害が頻発しているところであり、さらに、今後気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されています。このため、一級河川太田川水系では、流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進すべく、中国地方整備局や県、本市を含む関係自治体等において、「太田川水系流域治水プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）に基づく取り組みを進めています。

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、太田川水系においても事前防災対策を進める必要があります。
- 太田川の下流デルタ域は、人口・資産等の都市機能が集中する中国・四国地方で最大の都市である広島市の中心市街地が広がっており、洪水に対する被害ポテンシャルは非常に高いことを踏まえ、洪水時の水位を下げる河道掘削や内水被害を軽減する排水機能増強などの事前防災対策を進めます。
- 以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間において、下流デルタ域および下流部では年超過確率1／100程度の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図ります。あわせて、迅速かつ適切な情報収集・提供体制を構築し、ホットラインを含めた確実な避難行動に資する情報発信などの取り組みを実施し「逃げ遅れゼロ」を目指します。

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・高潮堤防・護岸整備、河道掘削、堤防整備、排水機場整備 等
- ・ポンプ場の改築
- ・調整池の改良、貯留管等の整備
- ・雨水幹線整備、改築
- ・森林の整備・保全、治山施設の整備
- ・利水ダム等（温井ダム、立岩ダム、樽床ダム等9ダム）における事前放流等の実施、体制構築（関係者：国、中国電力（株））
- ・砂防堰堤等の整備
- ・改修を行う農業用ため池について活用を検討 等

広島県

- ・多機関連携型タイムラインの推進
- ・出前講座を活用した防災教育の推進
- ・水防訓練の実施
- ・ハザードマップの作成・周知
- ・洪水時の河川情報の見える化
- ・水防活動の効率化および水防体制の強化 等

広島市

- ・多機関連携型タイムラインの推進
- ・出前講座を活用した防災教育の推進
- ・水防訓練の実施
- ・ハザードマップの作成・周知
- ・水防活動の効率化および水防体制の強化 等

・立地適正化計画の運用

【広島県】

排水ポンプ増設

堤防整備

山本川

西区

浸透対策

河道掘削

【広島市】

貯留管等の整備

【広島市】

雨水幹線整備

【広島市】

ポンプ場の改築

【広島市】

雨水幹線改築

【広島市】

ポンプ場の改築

【広島市】

雨水幹線改築

【広島市】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

【府中町】

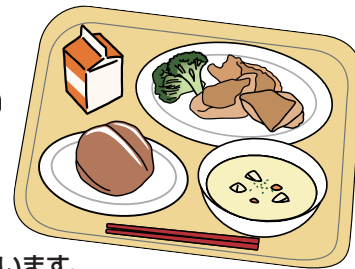
雨水幹線改築

【府中町】

雨水ポンプ施設の耐水化

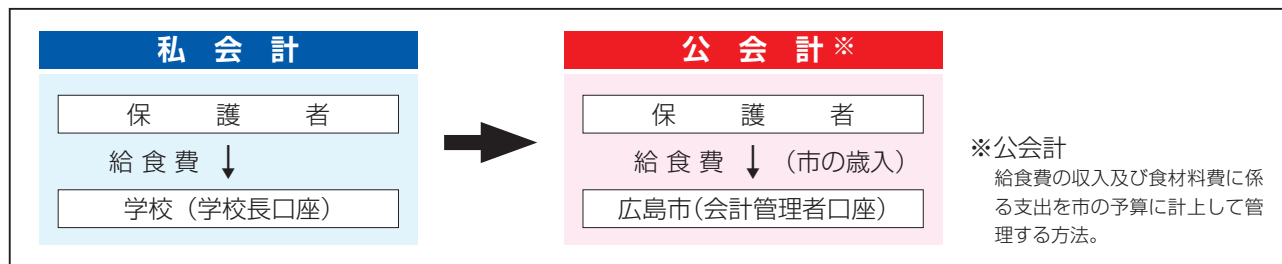
【府中町】

学校給食費の公会計化について



広島市では、給食費の毎月の入金確認や未納者への対応など、学校における事務負担の軽減を図るため、令和4年4月から学校給食費（以下「給食費」という。）を市の予算として扱う「公会計」に移行し、教育委員会事務局で給食費の一括管理を行います。

これに伴い、令和4年度以降の給食費の納付先が各学校から広島市に変わります。



1 給食費の納付手続

給食費は、保護者から「学校給食申込書」を提出していただいた上で、年間及び月額納付額を保護者に通知し、原則として口座振替により徴収します。

このため、口座振替を行う口座を、新たに市が取り扱う31の金融機関から選択して登録していただく必要があります。なお、給食費の口座振替に係る手数料は広島市が負担します。（保護者負担はありません。）

2 給食費の額

現在の給食費単価（1食当たり単価）と同様

区 分	金 額
小学校、特別支援学校（小学部）	250 円
中学校、中等教育学校（前期）、特別支援学校（中学部・高等部）	300 円

3 給食費の納付時期

令和4年度からは、学校ごとと学年ごとの年間の給食実施予定日数を決定した上で、年間の給食費を算出・決定し、納入通知書の発送を行います。

このため、準備が整う6月を納付開始月とし、以降年間の給食費を10回で等分した額を毎月支払っていただくこととします。

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期	—	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納期限	納付なし	納付なし	毎月月末に納付									
徴収額	なし	なし	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額(※)

※ 第10期は、2月までの喫食実績及び3月の喫食予定に基づいて算出した年間の納付必要額と当初に決定した年間の給食費との差分を、当初の決定額から差し引いて又は加えて納付していただきます。

4 今後のスケジュール

- ・ 令和3年6月 広島市学校給食費の管理に関する条例案上程（6月議会）
- ・ 令和3年7月～ 保護者への案内開始
- ・ 令和4年4月 公会計移行